

令和元年9月30日

修正対象物品の令和元年度(平成31年度)における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和元年度(平成31年度)の初日等から令和元年8月31日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	138,300 トン	56,214 トン	82,086 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	203,300 トン	75,488 トン	127,812 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP(TPP11))(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
4	豚肉	オーストラリア	785 トン	238 トン	547 トン
5	豚肉	カナダ	248,747 トン	99,096 トン	149,651 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉	メキシコ	96,457 トン	45,138 トン	51,319 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	22 トン	0 トン	22 トン
15	豚肉調製品	カナダ	41 トン	14 トン	27 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	8 トン	0 トン	8 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	5,333 トン	0 トン	5,333 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	4,778 トン	0 トン	4,778 トン
26	オレンジ	発効国全体	37,000 トン	※ トン	- トン
27	SPF製材	カナダ	1,604,500 m ³	456,842 m ³	1,147,658 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	66,100 m ³	22,040 m ³	44,060 m ³
29	OSB等	カナダ	228,500 m ³	76,974 m ³	151,526 m ³
31	合板	ベトナム	193,000 m ³	28,930 m ³	164,070 m ³
33	針葉樹合板	カナダ	7,100 m ³	9 m ³	7,091 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	61,200 m ³	3,578 m ³	57,622 m ³

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
38	豚肉	欧州連合	374,718 トン	163,703 トン	211,015 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	4,947 トン	1,694 トン	3,253 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	2,456 トン	6 トン	2,450 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,133 トン	26 トン	2,107 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	※ トン	- トン

【備考】

・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1に規定する項番号。

・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。

・3の項及び37の項(牛肉)は、別途公表。

※26の項及び42の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。